

IV-4 訓練等給付費の対象

サービス名	事業内容	利用者
自立訓練 (機能訓練)	・理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間(18ヵ月)内で利用期間を設定	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等
自立訓練 (生活訓練)	・食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間(24ヵ月、長期入所者の場合は36ヵ月)内で利用期間を設定	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等
就労移行支援	・一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間(24ヵ月)内で利用期間を設定	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者) ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者
就労継続支援 A型(雇用型)	・通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時、65歳未満の者) ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
就労継続支援 B型 (非雇用型)	・通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者 ① 企業等や就労継続支援A型(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ③ ①②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 等
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援を行うという目的を踏まえ、定期訪問や随時対応による生活状況のモニタリングや助言、計画相談支援事業所や医療機関等との連携のほか、近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を実施。 標準利用期間は12ヵ月	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害者で、一人暮らしを希望する者 等
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
共同生活援助	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護等、その他の日常生活上の援助を行う ・利用期間の制限はない	地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者